

令和3年度第1回幕別町行政改革推進委員会議事録

1 開催日時

令和3年11月10日（水）19：00～20：10

2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3-A・B・C

3 出席委員（14名）

大串委員、樋渡委員、若山委員、森委員、原田委員、橋坂委員、杉山委員、飯塚委員、高橋委員、若菜委員、金野委員、矢野委員、木内委員、千葉委員

※ 奥村委員は欠席

4 審議

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 幕別町行政改革大綱(第4次)推進計画前期推進項目の進捗状況について
- (4) 幕別町行政改革大綱(第4次)前期推進計画の個別評価の結果について

5 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
企画総務部総務課長	佐藤 勝博
企画総務部政策推進課長	白坂 博司
〃 政策推進課副主幹	鳴海 走也
〃 政策推進課副主幹	小寺 博志
〃 政策推進課副主幹	日下部 孝彦

6 傍聴者

なし

7 議事録

(企画総務部長)

皆様おそろいですので、まず、会議に先立ちまして、委嘱状の交付をいたします。

資料2-3、幕別町行政改革推進委員会委員名簿をご覧ください。

幕別町商工会の加藤委員、幕別町PTA連合会の松本委員、幕別町社会福祉協議会の林委員につきまして、各会において役員の改選がありましたことから、新たに幕別町商工会より樋渡委員、幕別町PTA連合会より奥村委員、幕別町社会福祉協議会より高橋委員をご推薦いただきました。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

(町長から各委員へ委嘱状を交付)

(企画総務部長)

ただ今から、令和3年度第1回幕別町行政改革推進委員会を開催いたします。

なお、奥村委員より欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、副町長よりご挨拶を申し上げます。

(伊藤副町長)

改めまして、みなさん、こんばんは。

皆様には、お忙しい中、また、お仕事でお疲れのところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。ございます。

ただ今、新たに委嘱させていただきました、3名の皆さまには、幕別町行政改革推進委員会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

重ねてお礼を申し上げます。

本日は、町長が他の用務に出向しているため、私から、委嘱状を交付させていただきました。

皆さまには、日頃から、まちづくりの各般にわたりまして、ご理解とご協力を頂いておりますことに、この場をお借りして、あらためて、感謝とお礼を申し上げます。

幕別町行政改革推進委員会は、昭和60年に制定されました「幕別町行政改革推進委員会設置条例」に基づく、町長の附属機関であります。

条例においては、委員会の任務を「町長の諮問に応じて、幕別町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する」と定めております。

幕別町では、昭和62年に第1次の行政改革大綱を定めて以来、10年ごとに見直しを行い、直近では、平成28年3月に第4次行政改革大綱を定め、この3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間の前期推進計画の期間を終え、本年度からは、令和7年度までを期間とする後期推進計画に取り組んでいるところであります。

本日は、前期推進計画の進捗状況と個別評価の内容について、皆さまにご説明いたしますので、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく、お願いいたします。

(企画総務部長)

新たに、委員に就任されました3名から、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(各委員からの自己紹介)

(企画総務部長)

続きまして、委員の皆様にご自己紹介をそれぞれお願いしたいと思います。

私が名前をお呼びしますので、所属、お住まい等の自己紹介をお願いします。

(各委員からの自己紹介)

(企画総務部長)

皆様ありがとうございました。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員からの自己紹介)

(企画総務部長)

それでは、会議次第に基づきまして審議に入りたいと思っております。

前会長の林会長が退任されたため、会長が不在でありますことから、会長が選任されるまでの間、副町長が議長を務めさせていただきます。

(伊藤副町長)

それでは次第の4番議事に入らせていただきます。

議案第1号会長の互選についてであります。

資料2-2、「幕別町行政改革推進委員会設置条例」をご覧くださいと思います。

第4条に、「委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されております。

何かご意見はございませんでしょうか

(杉山委員)

これまで会長職務代理者を務めておられた、大串委員を推薦します。

(伊藤副町長)

ただいま、杉山委員から大串委員を会長に推薦する旨の発言がありましたが、大串委員に会長をお願いするというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(企画総務部長)

会長が決まりましたので、副町長におかれましては、ここで退席させていただきます。

(伊藤副町長退席)

(大串委員が会長席に移動)

(企画総務部長)

この先の議長は、副町長に代わりまして、大串会長にお願いしたいと思います。

それでは、大串会長よろしくお願いたします。

(大串会長)

ただいま会長に互選いただきました大串です。よろしくお願いたします。円滑な審議の進行に務めさせていただきたいと存じますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議案第2号会長職務代理者の指名についてであります。

行政改革推進委員会設置条例の第4条第3項の規定に、「会長に事故があるとき、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。」とありますので、私の方から指名をさせていただきます。

職務代理者については、樋渡委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(樋渡委員承諾)

(大串会長)

次に、議案第3号「幕別町行政改革大綱(第4次)推進計画前期推進項目の進捗状況について」、議案第4号「幕別町行政改革大綱(第4次)前期推進計画の個別評価の結果について」を一括して事務局より説明をお願いします。

(政策推進課副主幹)

それでは私の方から「幕別町行政改革大綱(第4次)推進計画前期推進項目の進捗状況及び個別評価の結果」につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

はじめに、新しい委員の方がいらっしゃいますので、本町の行政改革について簡単にご説明させていただきます。

資料2-1「行政改革大綱」の1頁をご覧ください。

現在、行政運営を取り巻く環境は、依然として厳しい財政状況の中、国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に加えて、少子高齢化を背景とした行政課題は増加しております。

本町の行政改革につきましては、昭和62年に第1次の行政改革大綱を定め、平成28年3月に現在の第4次行政改革大綱を策定し、「行政改革の最終目標は、行政サービスの向上にある」という基本的な認識の下、その目標を実現するため効率的な行政運営と財政の健全化に取り組んでいるところであります。

第4次行政改革大綱の期間は平成28年度から令和7年度までの10年間としておりますが、推進計画は前期、後期それぞれ5か年の計画としております。

前期の推進計画の期間は、平成28年度から令和2年度までの5か年のため、昨年度が最終年であることから、前期推進計画による行政改革の実施結果を評価するものであります。

資料1-1「幕別町行政改革大綱前期推進計画 評価結果 概要版」をご覧ください。

幕別町行政改革大綱の推進方法をご説明させていただきます。

体系図をご覧ください。

幕別町行政改革大綱の推進を図るため、前期の推進計画では大きく4つの推進項目を掲げて取り組んでおり、具体的には、一番左の「大項目」の1 町民との協働に基づく行政経営の推進、2 効率的で効果的な事務事業の推進、3 迅速で機動性の高い行政組織の確立、4 健全な財政運営の保持であります。

これらの項目を12の中項目、39の推進項目、69の細項目と階層化しながら、毎年、細項目ベースで事業内容や実績・効果を踏まえた検証を行っております。

それでは、令和2年度の進捗状況をご説明させていただきます。

資料1-2 「幕別町行政改革大綱 前期推進計画 項目一覧表」をご覧ください。

こちらの一覧表に、細項目ごとの進捗状況を記載しております。

一つの例といたしまして、左から、大項目1「町民との協働に基づく行政経営の推進」、中項目①「協働のまちづくりの推進」、推進項目1の「町民参加による分かりやすい行政の推進」、そして、細項目が「広報紙等を活用した団体事業等のPRの充実」、「事業に応じた町民参加型ワークショップの活用」、「事務事業評価の結果の公表」の3つになり、一番右の列の「実施状況」に進捗状況を記載しております。

この実施状況は、各細項目に関連する事業や実績、効果などを踏まえて、「実施済」、「検討中」、「未実施」の区分による検証をしたものを記載しており、1番の「広報紙等を活用した団体事業等のPRの充実」及び2番の「事業に応じた町民参加型ワークショップの活用」は平成28年度に実施済みのため、H28の欄に丸を記載しております。

3番の「事務事業評価の結果の公表」は、平成29年度に検討を開始したことから、H29に三角を記載しております。

2ページをご覧ください。

全体の進捗状況の結果になります。

右下に記載してありますとおり、令和2年度につきましては、令和元年度に比べ、「未実施」から「検討中」になった項目が4項目。「検討中」から「実施済」になった項目が4項目。「未実施」から「実施済」になった項目が1項目あり、合計で「実施済」が58項目、「検討中」が11項目、「未実施」が0項目となっております。

続きまして、平成28年度から令和2年度までの前期推進計画の評価結果をご説明させていただきます。

資料1-1 「個別評価結果概要」をご覧ください。

はじめに、1番の「評価の対象」になります。

「評価の対象」につきましては、先ほどの進捗状況の管理と同様に、細項目ごとに評価を実施しており、表に記載してありますとおり、細項目は69項目になります。

次に、2番「評価方法」になります。

評価方法につきましては、各細項目の担当課において、「推進計画最終年評価シート」を作成し、一次評価を行い、評価結果の点数を基に総合評価としております。

次に、3番「一次評価」になります。

一次評価は、4つ観点で点数評価を行っており、①項目設定が妥当であったかを妥当性、②目標達成に向けた過程は適切であったかを途中経過、③目標とした結果が達成されたかを達成度、④目標達成に向けた取組により効果があったかを効果とし、1点の「不適切・不十分」、2点の「やや不適切・やや不十分」、3点の「概ね適切」から4点の「適切」の4段階の点数で評価しており、点数をつけることが難しいものについては、0点としております。

次に1次評価の結果になります。

こちらは、大項目ごとに取りまとめた結果を表にまとめております。

はじめに、大項目1「町民との協働に基づく行政経営の推進」の結果になります。

①妥当性、②途中経過につきましては、すべて4点の適切及び3点の概ね適切な評価になっております。

③達成度は、2点のやや不適切が1項目となっており、④の効果は、2点及び1点がそれぞれ1項目となっております。

評価が低い項目の詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、大項目2「効率的で効果的な事務事業の推進」になります。

こちらは、①妥当性、②途中経過、③達成度につきましては、すべて4点の適切または3点の概ね適切な評価になっております。

④効果につきましては、2点が1項目、0点が1項目となっております。

次に、大項目3「迅速で機動性の高い行政組織の確立」になります。

こちらは、①妥当性、②途中経過がすべて4点の適切または3点の概ね適切な評価になっております。

③達成度につきましては、2点が2項目となっており、④効果は、2点と1点がそれぞれ1項目であります。

次に、大項目4「健全な財政運営の保持」になります。

こちらは、①妥当性がすべて4点の適切及び3点の概ね適切な評価になっております。

②途中経過につきましては、2点が1項目、③達成度は2点が2項目、1点が3項目となっております。

④効果につきましては、2点、1点、0点がそれぞれ2項目となっております。

次に総合評価になります。

総合評価はA・B・Cの3段階で評価しております。

1次評価の結果を基に予定どおり取り組み、成果があったものをA評価、取り組んだが十分な成果を得られなかったものをB評価取り組みが不十分で成果を得られなかったものをC評価としております。

大項目ごとの結果になりますが、「町民との協働に基づく行政経営の推進」は「A評価」が16項目、「B評価」が2項目、「C評価」が0項目になります。

「効率的で効果的な事務事業の推進」は「A評価」が14項目、「B評価」が2項目、「C評価」が0項目になります。

「迅速で機動性の高い行政組織の確立」は「A評価」が18項目、「B評価」が1項目、「C評価」が0項目になります。

「健全な財政運営の保持」は「A評価」が9項目、「B評価」が6項目、「C評価」が1項目となっております。

合計は、「A評価」が57項目で全体の83%、「B評価」が11項目で16%、「C評価」が1項目で1%となっております。

全体の結果は以上となりますが、次に各細項目のご説明をさせていただきます。

資料1-3「幕別町行政改革大綱（第4次）前期推進計画 評価内容詳細」をご覧ください。
項目が多いため、「B評価」と「C評価」のみご説明させていただきます。

まず、こちらの表の見方になりますが、評価を実施した細項目ごとに記載しており、一次評価の①妥当性、②途中経過、③達成度、④効果のそれぞれの点数を「個別評価」の欄に記載しており、更に点数の横の列に点数を決めた理由等の説明を記載しております。

それでは、ご説明させていただきます。

細項目番号3の「事務事業評価の結果の公表」になります。

こちらは、令和2年度から事業別予算を導入し、町民の方にとってより分かりやすい形になりましたが、事務事業評価はモデル実施であったため、町民への公表には至っていないことから、達成度が2点、効果が1点となり、B評価であります。

次に2ページをご覧ください。

16番の「自主防災組織の充実強化」になります。

こちらは、自主防災組織の設立に向けた支援等を行いました。令和2年度中に設立に至らなかったため、達成度が3点、効果が2点となり、B評価であります。

次に3ページをご覧ください。

22番の「申請業務手順の標準化の推進」になります。

こちらは、全庁的な申請書様式等の見直しを行うべく制度設計に取り組みましたが、令和2年度は調査に留まり、個別の申請書の記載事項の簡素化、統一化は令和3年度において実施することから、達成度が3点、効果が2点となり、B評価であります。

次に4ページをご覧ください。

28の「新エネルギー活用の検討」になります。

こちらは、防災環境課において、公共施設等における新エネルギー導入に向けた検討を行い、農林課においては、家畜ふん尿によるメタン発酵バイオガス発電の導入について取り組みを進めておりますが、導入に至っていないため、効果が0点となり、B評価であります。

次に5ページをご覧ください。39の「将来を見据えた新たな定員管理計画の策定」になります。

こちらは、定員管理計画の策定に向けて検討を行いました。国の制度改正を考慮し、令和2年度までに策定を行わなかったため、達成度が2点、効果が1点となり、B評価であります。

次に7ページをご覧ください。56の「事務事業評価の導入」になります。

こちらは、事務事業評価の導入に向けて、令和2年度から事業別予算を導入し、モデル実施を行いました。モデル実施の2次評価、総合評価まで至らなかったため、効果が2点となり、B評価であります。

次に8ページをご覧ください。

60の「使用料・負担金等の積算根拠の見直しと見直しサイクルの検討」になります。

こちらは、基本方針（案）を策定中であることから、効果が出る段階までは至っていません。0点としているため、B評価であります。

次に61の「公共施設使用料における減免基準の統一した考え方の導入」になります。

こちらは、60番と関連し、基本方針（案）を策定中のため、達成度が1点、効果が0点のため、B評価であります。

次に、64の「地域事情を考慮した職員住宅・教員住宅の必要戸数の検討」になります。

こちらは、教員住宅については、適正化方針に基づき、管理戸数の管理を行っていますが、職員住宅については、恒常的に空き家状態になっているなど、必要戸数の検討が進んでいないため、達成度が2点、効果が3点となっており、B評価であります。

次に65の「耐用年数を超えた建物の解体後における土地利用の検討」になります。

こちらは、売却方法等検討を進めておりますが、売却実績がないため、達成度が1点、効果が1点となっており、B評価であります。

次に66の「利用見込みのない土地等の売却促進」になります。

こちらは、売却可能な宅地があるものの、売却に至っていない、広報紙等で情報提供を行っていますが、結果が伴っていないことから、途中経過が2点、達成度及び効果が1点となっており、C評価であります。

次に9ページをご覧ください。

67の「公共施設等総合管理計画の策定と適正管理」になります。

こちらは、公共施設の補修・改修履歴、劣化の状況や利用状況等について、情報の一元的管理を行うことができる、「公共施設建物保全システム」を活用し、情報共有を図っていますが、策定が必要である施設ごとの管理計画が策定されていない施設があることから、達成度・効果が2点となっており、B評価であります。

なお、ご説明いたしました低評価の項目や、評価が高い項目で更なる推進が必要なものにつきましては、後期推進計画において引き続き取り組んでいるところであります。

説明は以上になります。

(大串会長)

事務局から議案第3号及び4号の説明が終わりました。

ご質問、ご意見はございませんか。

(原田委員)

資料1-3、6ページ49番に関することになりますが、評価がAになっていることはいいと思います。

町職員の接遇に関してになります。

町職員が窓口対応する際に、町民の方から様々な苦情や要望が出てきていると思いますが、それを解決するために職員の方々が日々努力されて解決、改善されていると思います。

そこで、職員の方々のストレスがどうなっているのか、そして、そのストレスを感じている職員に対してのケアができているのかをお聞きしたい。

また、具体的な対処方法等はあるのでしょうか。

もう1点、関連になりますが、パワハラのようなハラスメントが町職員の中ではびこってい

た場合、また、それが職場内で収めることことができない場合は、広域的な助けを求めるような組織があるのかをお聞きしたい。

(総務課長)

質問の1点目、職員の接遇につきましては、職員一同、様々な研修に参加し、接遇の向上等につきまして、日々精進しているところであります。

また、職員の健康面であります。近年、メンタル面で体調を崩す職員が少しずつ増えております。

職員を守る体制の1つとして、ストレスチェックという職員一人ひとりのストレスが数値化される調査を実施しており、一定の数値以上の場合は、産業医の面談等を行っております。

また、この調査の中で、部署ごとのストレスの要因等の分析を行っており、調査結果において一定の数値以上の部署については、ストレスの要因となっている内容について改善する取組を実施し、取組結果を総務課に報告してもらい、改善しているところであります。

昨年の11月に、ハラスメントの規定を改正し、パワーハラスメントについても懲戒処分の対象にし、厳格に取扱いを進めているところであります。

更に、ハラスメントに関する町の指針をつくりまして、指針に関する職員研修を行い、どういったものがハラスメントに該当するかを職員が共通認識を持ち、ハラスメントが決してあつてはいけないということを基本的な考え方として取り組んでおります。

ハラスメントの相談の窓口は総務課になりますが、中にはそれだけではという場合もありますので、保健師や職員組合の代表者が入っている、町で設置している衛生委員会において、相談者の希望に沿った形で、少しでも話を聞けるような体制づくりを行っております。

また、現在のところは、パワーハラスメントの相談はございません。

(原田委員)

ありがとうございました。

役場には、様々な町民の意見が寄せられると思いますので、頑張ってください。

(大串委員)

他に意見等はございませんか。

無いようですので、議案につきましては、これで終了とさせていただきます。

以上で、本日の案件は全て終了いたしました。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

(若山委員)

防災に関して1点だけご指摘させていただきます。

防災に関しては、A評価となっており、これは極めて正当な評価だと思います。

町主催の大規模な防災訓練や、町長の公約でもありました防災無線の導入といったことは、町民のために大きな役割になっていると思います。

ただ、5年間の大きな課題は、感染症と防災に関してだと思います。

防災訓練は非常に密な状態で訓練を実施しましたが、災害が起きた場合は非常に危険だと思います。

また、自主防災組織が114分の39と少なく、色々な公区長の意見を聞くと、防災に関しての心配が大変多いことから、万が一のときに密にならない防災訓練、自主防災組織を作り上げる研修が必要だと思います。

後期推進計画の推進項目7番に「地域での防災訓練及び支援」とあります。

前に防災の担当者に質問した際に、町の方で責任を持って検討しているとお聞きしているが、先ほどの原田委員の質問にも関連しますが、実際に町で行うとしたら、町職員のストレスが大きいです。

このため、コロナ禍も含めた防災訓練の新たな必要性など、町民に一定の負担をしてもらう形で取り組めるよう、今後5年間の「支援」という言葉の中に含んでいただき、総合的な町民の命と安全を守る活動に取り組んでもらいたいと思います。

(企画総務部長)

ご意見ありがとうございます。

ご指摘のとおり、昨年度から新型コロナウイルス感染症がまん延し、災害時における感染症対策をいかに進めるかが重要と言われています。

本町といたしましても、ご指摘のあったとおり、今までの避難方法では密になることから、昨年度、国の感染症対策の交付金において、防災の機器の整備一つとして、テント型の災害用のパーティションを相当数導入しました。

こちらを活用し、災害時の避難所において、区切った中で、避難していただくことのできる体制を整えました。

そのほか、災害備蓄として、避難所等担当者の防災用衣服や消毒資機材等を備蓄しております。

す。

また、昨年、感染症が発生している中における、被災者の受け入れ方法等の防災訓練を実施したところであります。

今後もこういった訓練を通じて、職員がどう対応できるかが、混乱を招かない1つの手法と考えているので、今後も訓練を続けていく必要があると考えております。

また、今後は、自主防災組織が感染症禍における避難訓練ができるような体制をとっていかなければならないと考えおりますので、担当課にしっかり意見を伝えたいと思います。

(大串会長)

他に意見等はございませんか。

無いようですので、事務局から連絡事項等はございませんか。

(事務局)

ありません。

(大串会長)

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

お疲れ様でした。